

相談センターニュース



イメージキャラクター
mamorumaru

涼しくなってきましたが、皆様、いかがおすごしでしょうか？
いよいよ秋本番、10月から年末にかけては、無料相談等が次々開催され、長年の悩みを解決するのに絶好のチャンスです！さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 弟が亡くなりました。弟には子がいますが、30年ほど前から全く交流がなかったようです。その子に弟が亡くなったことを知らせましたが、「もう関係ない」と言われてしまい、私は仕方なく業者に依頼して弟の通夜・告別式を行いました。90万円ほど費用がかかったのですが、この費用を弟の子に請求することはできますか？

A 通夜・告別式の費用を負担させることは難しいでしょう。

葬儀費用とは、死者の追悼儀式に要する費用および埋葬等（死体の検案、死亡届、死体の運搬、火葬等）の行為に要する費用とに分けて考えられ、通夜や告別式は「死者の追悼儀式に要する費用」にあたります。

そして、ある裁判では、この「死者の追悼儀式に要する費用」を誰が負担すべきかについて、特別な事情がない限り、追悼儀式を行うか否か、行うとしてどの程度の規模・費用で挙行するかを主体的に決めた人がその費用を負担すべき、との判断が示されました。この裁判の考え方によると、今回、通夜・告別式を行うと決め、その内容や費用について決めたのは相談者となりますから、相談者がその費用を負担すべきことになり、子にその費用を請求することはできないということになります。

現在、高齢の一人暮らしの方が増えており、かつ、親族関係も希薄化しているところ、葬儀の費用負担についてトラブルとなるケースが増えることが予想されています。

葬儀に関する費用負担については、生前に本人も含めて親族同士で話し合うなどしておくといいでしょう。



2 イベント・告知のひろば

10月1日は「法の日」です

10月1日は「法の日」です。「法の日」は、国をあげて法を尊重し、法によって個人の基本的権利を擁護し、法によって社会秩序を確立する精神を高揚するために、昭和34年に制定されました。

「法の日」にちなみ、静岡県司法書士会では以下のイベントを実施します。

1 10月1日から7日まで、相談料無料！

10月1日から7日は、「司法書士総合相談センターしずおか 常設相談」だけでなく、県内の各司法書士の事務所における相談は無料となります。

2 県内30会場で、面談による無料相談会を開催！

10月中は「司法書士総合相談センターしずおか 常設相談」のほか、県内の主な市区町にも特設会場を設けて、面談による司法書士法律相談を承ります。

特設会場の開設場所・開設日時及びご相談のお申し込みは、静岡県司法書士会事務局（電話：054-289-3700）まで！

本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました！
「はい、静岡県司法書士会です！～ 相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が88の疑問にお答えします。

（発行元 静岡新聞社／本体価格（税抜）1,200円）

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！